

# 大分県報

令和三年  
第二二五号  
七月十六日

(金曜日)

## 告示

土地改良区の定款変更認可  
道路区域の変更  
道路の供用開始  
土地改良区の役員の就退任  
清算人の退任  
競争入札参加者の資格に関する公示  
一般競争入札の実施  
監査結果に関する措置状況の公表(財政的援助団体等監査)

## 公告

大分県告示第四百八十一号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和三年七月十六日

## ○告示

|        |         |      |     |       |        |
|--------|---------|------|-----|-------|--------|
| 土地改良区名 | 野津土地改良区 | 所在   | 白杵市 | 認可年月日 | 令三・七・五 |
| 大分県知事  |         | 広瀬 貞 |     |       |        |

大分県告示第四百八十二号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和三年七月十六日

大分県知事 広瀬 貞

| 道路の種類及び路線名 | 区間   | 区域変更前後別 | 敷地の幅員                | 延長            |
|------------|--|---------|----------------------|---------------|
| 県道四浦港津井浦線  | 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番五八から<br>佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番六一地先まで   | 前       | メートル<br>一・四<br>五・二   | メートル<br>一三三・〇 |
| 県道小挾間大分線   | 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番五八から<br>佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番六一まで<br>由布市挾間町朴木字ヲサコ一三〇番五地先から<br>由布市挾間町朴木字ハマコ一五四番四地先まで | 後       | メートル<br>二九・七<br>七・一  | メートル<br>一三二・九 |
| 県道小挾間大分線   | 由布市挾間町朴木字ヲサコ一三〇番五から<br>由布市庄内町小挾間字柱松辻一五一番八まで  | 前       | メートル<br>一六・五<br>三・二  | メートル<br>五三四・〇 |
| 県道木田神崎線    | 大分市大字木田字川下三〇三二番一五から<br>大分市大字木田字保里木三六五七番四地先まで<br>大分市大字木田字川下三〇三二番一五から<br>大分市大字木田字保里木三六五七番四まで         | 後       | メートル<br>三三・九<br>一〇・一 | メートル<br>五二三・〇 |
| 県道木田神崎線    | 大分市大字木田字川下三〇三二番一五から<br>大分市大字木田字保里木三六五七番四地先まで   | 前       | メートル<br>一一・〇<br>二・八  | メートル<br>一三六・〇 |
| 県道木田神崎線    | 大分市大字木田字川下三〇三二番一五から<br>大分市大字木田字保里木三六五七番四まで   | 後       | メートル<br>四八・〇<br>四・六  | メートル<br>一二六・〇 |

大分県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和三年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和三年七月十六日

大分県知事 広瀬 貞

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間   | 供用開始年月日 |
|------------|--|---------|
| 県道四浦港津井浦線  | 佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番五八から<br>佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一七八番六一まで | 令三・七・一六 |
| 県道小挾間大分線   | 由布市庄内町小挾間字買米一三七番二から<br>由布市庄内町小挾間字柱松辻一五一番八まで      |         |
| 県道木田神崎線    | 大分市大字木田字川下三〇三二番一五から<br>大分市大字木田字保里木三六五七番四まで       |         |

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、岩戸井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
 令和三年七月十六日

大分県知事 広瀬 貞

| 役名 | 氏名     | 住 所             |
|----|--------|-----------------|
| 理事 | 羽田野 文昭 | 豊後大野市清川町白尾四四三番地 |
| 〃  | 野口 重徳  | 清川町白尾二九七番地      |
| 〃  | 日坂 恒夫  | 清川町白尾四二〇番地      |

| (就任役員) |        |             |
|--------|--------|-------------|
| 役名     | 氏名     | 住 所         |
| 〃      | 羽田野 秀信 | 清川町白尾四三五番地  |
| 〃      | 羽田野 勝  | 清川町白尾三〇一番地  |
| 監事     | 羽田野 隆敏 | 清川町白尾二九五番地一 |
| 〃      | 佐藤 徳宣  | 清川町白尾四二三番地三 |

| 役名 | 氏名     | 住 所             |
|----|--------|-----------------|
| 理事 | 羽田野 文昭 | 豊後大野市清川町白尾四四三番地 |
| 〃  | 野口 重徳  | 清川町白尾二九七番地      |
| 〃  | 日坂 恒夫  | 清川町白尾四二〇番地      |
| 〃  | 羽田野 秀信 | 清川町白尾四三三番地      |
| 〃  | 羽田野 勝  | 清川町白尾三〇一番地      |
| 〃  | 竹下 和幸  | 清川町白尾四六九番地九     |
| 監事 | 佐藤 徳宣  | 清川町白尾四二三番地三     |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人武蔵町第一土地改良区（国東市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
 令和三年七月十六日

大分県知事 広瀬 貞

| 氏名    | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 一丸 政春 | 国東市武蔵町池ノ内三九四番地一 |
| 岩本 明弘 | 〃 武蔵町丸小野一三四七番地  |
| 橋下 義生 | 〃 武蔵町丸小野一九三〇番地  |
| 元永 土人 | 〃 武蔵町麻田二〇八五番地二  |
| 井平 直人 | 〃 武蔵町麻田四四八番地    |

|        |   |              |
|--------|---|--------------|
| 四丸 徳   | 〃 | 武蔵町狭間四四番地    |
| 清原 米蔵  | 〃 | 武蔵町吉広一九三三番地  |
| 末綱 藤美  | 〃 | 武蔵町吉広三一九番地一  |
| 滝口 俊介  | 〃 | 武蔵町手野一〇一番地五  |
| 藤嶋 英好  | 〃 | 武蔵町手野一九四二番地  |
| 厚田 庄治郎 | 〃 | 武蔵町成吉七〇二番地   |
| 花木 和義  | 〃 | 武蔵町志和利四二八番地  |
| 相部 謙二  | 〃 | 武蔵町三井寺五三一番地  |
| 穴見 清敏  | 〃 | 武蔵町内田六三三番地一  |
| 末清 弘己  | 〃 | 武蔵町糸原一〇六七番地  |
| 河野 久孝  | 〃 | 武蔵町糸原一七〇五番地  |
| 西村 俊哉  | 〃 | 武蔵町小城三一三番地   |
| 大塚 定博  | 〃 | 武蔵町池ノ内一一三二番地 |
| 有次 憲司  | 〃 | 武蔵町内田四八二番地   |
| 林 典央   | 〃 | 武蔵町志和利五番地    |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和三年七月十六日

- 一 調達をする物品等の種類  
放置駐車違反管理システム用端末等賃貸借契約
- 二 競争入札の参加者の資格
- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年七月十六日

- 権を得ないもの
- (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- (五) 国税又は都道府県税を滞納している者
- (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
- イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
- ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
- (五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）
- (六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有するものの数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）
- (七) その他知事が必要と認める事項
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

大分県報（公告）

|  |  |
|--|--|
| <p>1 申請の方法</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号<br/>電話 〇九七―五〇六―二九五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和三年七月十六日から同年八月十一日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った</p> | <p>場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年7月16日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類<br/>放置駐車違反管理システム用端末等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間<br/>令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60か月）<br/>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所<br/>大分県警察本部交通部交通指導課及び県下の15警察署</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年8月25日(水) 午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通指導課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>(7) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和3年8月25日(水) 午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通指導課に提出し、審査を受け、回答を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期<br/>令和3年7月16日から同年8月11日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先<br/>大分県会計管理局用度管理課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所<br/>大分県警察本部交通部交通指導課<br/>〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 5128</p> <p>(2) 日時<br/>令和3年7月16日から同年8月25日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 貨 日本国通貨</p> | <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和3年9月9日(木) 午後3時。ただし、郵送の場合は、同月8日(水) 午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館8階 聴聞室</p> <p>(2) 日 時 令和3年9月9日(木) 午後3時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項<br/>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項<br/>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上におわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項<br/>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項<br/>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> |
|--|---|

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502  
Tel 097-536-2131

## ○監 査 公 表

### 監査委員公表第675号

令和3年3月31日付け監査第790号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月16日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 首 | 藤 | 博 | 文 |
| 大分県監査委員 | 長 | 野 | 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 | 井 | 上 | 明 | 夫 |
| 大分県監査委員 | 藤 | 田 | 正 | 道 |

### 1 指摘事項についての措置状況

|  |                                    |                  |                                 |   |
|--|------------------------------------|------------------|---------------------------------|---|
| <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同働の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称<br/>大分県警察本部警務部会計課用度係<br/>〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項<br/>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他<br/>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。<br/>(2) その他の詳細は、入札説明書による。<br/>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary<br/>(1) Nature and quantity of products to be rented<br/>Terminal equipment and others complete set for violation management system of leaving illegal parking<br/>(2) Time limit for tender<br/>3:00 p.m. 9 September 2021<br/>(3) Office<br/>Traffic Enforcement Division, Oita Prefectural Police</p> | <p>大分県豊後牛流通促進対策協議会（農林水産部畜産振興課）</p> | <p>令和2年12月8日</p> | <p>監査対象団体（所管課）</p> <p>監査実施日</p> | <p>監査結果の指摘事項及びその措置状況</p> <p>指摘事項<br/>大分県畜産生産振興対策事業（おおいと牛流通対策認知度向上対策分）の実施について、実績報告書の内容が実際の実施内容と一部異なっている事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>サポーターセッションAの事業実施状況について畜産振興課において支出証拠書類等により再度検証したところ、実際の支出経費は全て補助対象経費であり、補助対象経費の総額を基に補助金額の再計算をした結果、補助金額に変更が生じないことが確認された。<br/>今後の事業実施に当たっては、協議会（補助事業者）において、事業実施後に間接補助事業者から徴求すべき書面や証拠書類を定めるとともに、事業内容が変更になる場合は協議を行</p> |
|--|------------------------------------|------------------|---------------------------------|---|



|                                   |  |                                      |  |
|-----------------------------------|--|--------------------------------------|--|
|                                   | <p>措置状況<br/>交付要綱の改正を行い、所要の規定を整備し、補助事業者にとってわかりやすい表記や様式に改めた。</p> <p>大分県ドローン協議会事務局において作成した補助金の項目チェックリストを使用し、同事務局及び補助事業者の双方がチェックすることで、確認漏れを防ぐとともに、同事務局においては、必ず複数の職員でチェックを行うことで、ミスを起こさない仕組みをつくった。</p>   | <p>株式会社サキコーポレーション<br/>(土木建築部港湾課)</p> | <p>令和2年10月27日</p> <p>注意事項<br/>別府港北浜ヨットハーバーに係る指定管理業務について、港湾施設の使用許可に必要な書類が添付されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況<br/>指定管理者において、令和3年1月29日に施設全職員を対象に、港湾施設の使用許可に必要な添付書類の確認を徹底する等の研修を実施した。</p> <p>今後の措置については、必要書類も含めた使用許可に関する確認事項をまとめたチェックリストを作成し、複数職員による申請書類の確認を徹底する。</p> <p>さらに、港湾課としても令和3年1月5日に再発防止の徹底を指導したところであり、今後は実地調査時に港湾施設の使用許可に必要な添付書類の確認を行い、再発防止に努める。</p> |
| <p>大分県土地開発公社<br/>(土木建築部用地対策課)</p> | <p>令和2年10月13日から<br/>令和2年10月14日まで</p> <p>注意事項①<br/>職員の通勤手当について、ETC利用証明書等により高速道路の利用要件に達しているかを確認することなく、高速道路を利用する場合の特別料金等の加算額を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況①<br/>公社に対して、大分県の通勤手当等認定事務取扱要領に従った支給要件を再確認し、複数人によるチェックを徹底するよう指導した。</p> <p>所管課としては、定期的な検査に加え、臨時の検査を実施し、適切な事務処理について指導を行うこととした。</p> <p>注意事項②<br/>大分県住宅供給公社分を含めたパソコン等の購入契約において、財務規程にのっとりた物品購入契約書及び検査調書の作成が行われていなかった。</p> <p>措置状況②<br/>公社に対して、大分県契約事務規則に従った取扱いを再確認し、複数人によるチェックを徹底するよう指導した。</p> <p>所管課としては、定期的な検査に加え、臨時の検査を実施し、適切な事務処理について指導を行うこととした。</p> |                                      |  |